

仕様書

1 委託業務名

愛知・名古屋 2026 県外・国外向け PR ブース出展及び選手等大会関係者向け地域の魅力発信事業

2 背景・目的

インバウンド客を対象とした調査においても県内一の人気の観光地である名古屋城にて、大会期間中に PR 拠点を設け、愛知・名古屋とアジア競技大会、アジアパラ競技大会を強く印象付ける。

名古屋城は街中の交通の便が良い場所に立地するため、大会に出場する選手等関係者の自由行動時の目的地となるものと想定されることから、選手同士の交流、選手と市民の交流の機会を創出する場としての機能を持たせることにより、県内最大の観光地である名古屋城を、選手等関係者への愛知・名古屋の魅力を発信する拠点として活用する。

また、時間に余裕のある観光客へ次の行き先の選択肢として、距離的に隣接した愛知国際アリーナを始めとした両大会の競技会場を示すとともに、海外からのインバウンド客に対し自国出身選手の応援の機会を提案することで、大会期間中を通して競技会場への誘客を行う。

※大会基本情報

(1) 第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋)

主 催 者：アジア・オリンピック評議会 (OCA)

運 営 主 体：公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

開 催 期 間：2026 年 9 月 19 日 (土) ~10 月 4 日 (日) 16 日間

実 施 競 技：41 競技

参加国・地域：OCA 加盟の 45 の国と地域

(2) 第 5 回アジアパラ競技大会 (2026/愛知・名古屋)

主 催 者：アジアパラリンピック委員会 (APC)

運 営 主 体：公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

開 催 期 間：2026 年 10 月 18 日 (日) ~10 月 24 日 (土) 7 日間

実 施 競 技：18 競技

参加国・地域：APC 加盟の 45 の国と地域

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 事業概要

(1) 選手等大会関係者向け地域の魅力発信

愛知・名古屋の象徴的な場所である名古屋城において、選手同士の交流や選手と市民の交流を創出するための拠点（以下、特設交流エリアという）を設けることで、選手等に愛知・名古屋の魅力を発信する。

ア 実施日程

- ・アジア競技大会開催期間＋閉会后1日
令和8年9月19日（土）～10月5日（月）
- ・アジアパラ競技大会開催期間＋閉会后1日
令和8年10月18日（日）～10月25日（日）

※各日9時～16時30分（最終入場）を予定。ただし名古屋城の開館時間が延長になる場合は、正門・東門のブースのみ延長して運営すること。なお、延長時間は最大で20時までとする。

イ 実施場所

名古屋城本丸御殿内

- ・孔雀之間〈区画：36.5畳〉
- ・柳之間〈区画：22畳〉
- ・会議室〈区画：18畳〉

【アジア競技大会期間】

日程	利用可能場所
9月19日（土）～23日（水）	孔雀之間・柳之間・会議室
9月24日（木）～27日（日）	会議室
9月28日（月）～10月5日（月）	孔雀之間・柳之間・会議室

【アジアパラ競技大会期間】

日程	利用可能場所
10月18日（日）～19日（月）	（孔雀之間・柳之間・）会議室
10月20日（火）～25日（日）	孔雀之間・柳之間・会議室

※10月18日～19日については、孔雀之間・柳之間は使用できない場合があるため、実施場所は委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 対象者

選手等関係者 約 3,300 人

(名古屋市内宿泊予定選手等関係者アジア 8,200 人、アジアパラ 2,780 人
計 10,980 人のうち約 3 割)

1 日あたりアジア約 150 人・パラ約 100 人の利用を想定

(2) 県外・国外旅行者等を対象とした PR 拠点の運営

名古屋城を訪れる一般の観光客に向けてアジア・アジアパラ競技大会の PR
を行う。

ア 実施日程

- ・アジア競技大会開催期間

令和 8 年 9 月 19 日 (土) ~ 10 月 4 日 (日)

- ・アジアパラ競技大会開催期間

令和 8 年 10 月 18 日 (日) ~ 10 月 24 日 (土)

※各日 9 時~16 時 30 分 (最終入場) を予定。ただし名古屋城の開館時間が
延長になる場合は、延長して運営すること。なお、延長時間は最大で 20 時
までとする。

※10 月 5 日 (月)、10 月 25 日 (日) は 9 時~16 時 30 分 (最終入場) で選手
の名古屋城への入場管理のみを行うこと。

イ 実施場所

名古屋城正門、東門

ウ 対象者

一般観光客約 140,000 人 (2024 年度年間入場者数 2,234,976 人×23/366
日)

5 業務委託内容

下記 (1) ~ (6) を実施すること。

(1) 実施計画書の作成

本事業の実施において必要な計画、当日スケジュール、会場レイアウト図
等を作成し、委託者の承認を得た上で業務を遂行すること。計画書について
は、以下の項目を記載すること

- ・設営から撤去までの詳細スケジュール
- ・各コンテンツ実施内容
- ・会場レイアウト図

- ・業務実施体制
- ・経費内訳

(2) 会場の設営・撤去

- ・イベント実施に必要な資材等の設営を行うこと。
- ・名古屋城の貸出物品（別添 1）は利用できるが、9月24日（木）～27日（日）と10月18日（日）～19日（月）の期間については、一部利用できない場合があるため、委託者と調整を行うこと。
- ・設営・撤去にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- ・設営は、9月16日（水）以降に開始し、撤去は10月26日（月）までに完了すること。
- ・アジア競技大会期間終了後、アジアパラ競技大会期間開始までの期間について、孔雀之間・柳之間は原状回復し、必要な物品等は会議室に保管できることとするが、屋外に設置するブーステントについては一度撤去し、受託者で保管すること。
- ・一部期間については特設交流エリアを縮小するため、コンテンツを変えずに運営できるレイアウトを提案すること。
- ・特設交流エリア内においては、車いすでの出入りなど、障害者の通行に配慮すること。なお、肢体障害、知的障害、視覚障害については特段の配慮を行うこと。
- ・特別史跡内であることに留意し、土地の形状変更を伴う行為を行わないこと、本丸御殿内においては柱や建物、建具に素手で触れないこと、また机など備品を設置する際は柱や壁に触れないように配置すること。
- ・設営・撤去の際は適切に養生を行い、施設に損傷を与えないよう配慮すること。
- ・車両での搬出入を希望する場合は、原則として開園前（午前8時から午前8時40分まで）または閉園後（一般来場者の最終退出を確認した後）に行うこと。それ以外の時間の車両の乗り入れは不可とする。なお閉園時間については、催事等により開園延長を行うことがあるため、施設管理者に確認すること。

(3) 事業の企画・運営

- ・本事業の全体的な目的に配慮し、ア～オを実施すること。
- ・実施にあたっては、各セクションの運営マニュアルを作成し、委託者の許可を得て実施すること。

ア 名古屋城への入場管理

- ・名古屋城正門及び東門に入場ブーステントを設け、対象者を無料で入場させること。
- ・正門・東門には、それぞれ3人以上のスタッフを配置すること。
- ・ブースの設置場所や入場オペレーションについては委託者や施設管理者と協議の上決定すること。
- ・一日あたりの来場者数をカウントすること。カウントした来場者数は委託者へ報告すること。
- ・入場時に正門及び東門から特設交流エリアへ誘導するための案内マップを配布すること。特設交流エリアまでの順路には案内看板（A1サイズ・5枚程度）を設置する等、適切に誘導を行うこと。
- ・対象者の識別はア kredィテーションカード（★）または、名古屋市が選手等大会関係者に配布する名古屋市周遊パスポートを利用すること。カードやパスポートのデザイン等については、委託者から提供することとする。

★ア kredィテーションカードとは、大会関係者に配布される身分証明や必要なエリアのアクセス権を付与するカードのこと。カードの券面上には所有者のCATEGORYや役割が記載されており、特定の色やアルファベットで判別できるようになっている。

イ 特設交流エリアへの入場管理

- ・特設交流エリアの入口にブーステントを設け、対象者をエリア内に入場させること。また、一般来場者が立ち入らないよう管理をすること。必要に応じて警備スタッフを配置すること。
- ・選手等の入場ブーステントは2人以上のスタッフを配置すること。
- ・ブースの設置場所や入場オペレーションについては委託者や施設管理者と協議の上決定すること。
- ・対象者の識別はア kredィテーションカードを利用すること。カードのデザイン等については、委託者から提供することとする。
- ・入場時には、特設交流エリア内での注意事項を案内すること。（柱や建具等に素手で触れたり荷物を立てかけたりしない、裸足やストッキング等靴下を履いていない選手等にはスリッパを貸し出す等）

ウ 特設交流エリアでのおもてなし

選手等の交流を促すとともに、愛知・名古屋の魅力を発信できるおもてなしコンテンツを企画・運営すること。以下のコンテンツ例のほか、予算内でより良いコンテンツがある場合は新たに提案すること。

【コンテンツ例】

①お茶・茶菓子の提供

- ・着物を着た人が選手の前でお茶をいれる等、日本文化を体験できるような設えの中でお茶・茶菓子を提供する。

②記念品用のピンバッジ贈呈

- ・愛知・名古屋に関するものをモチーフにしたピンバッジを記念品として贈呈する。（記念品は受託者側で手配）
- ・数種類のデザインを作成しその場で選手等が交換を行うなど、選手同士の交流が生まれるような仕掛けを用意する。

③文化体験コンテンツ

- ・法被体験や折り紙体験等、日本文化を簡単に体験できるコンテンツを用意する。

エ ブーステントでの一般来場者への大会 PR

- ・名古屋城の正門・東門に設置する選手等の入場ブーステントにおいて、選手等がいない間は一般来場者に向けての本大会の PR を行うこと。
- ・1日あたりの PR 実績をカウントすること。
- ・アジア・アジアパラ競技大会の広報パンフレットの配布を行うとともに、ディスプレイを用いて大会結果の速報を表示する等、効果的な方法で大会の情報発信を行うこと。
- ・来場者に競技スケジュールやチケット販売情報等を表示するとともに応援 ID の登録やチケット購入の操作を説明するスタッフを配置すること。
- ・なお、大会コアグラフィックスののぼりと横断幕、配布用のパンフレットは委託者が提供するものを活用すること。

オ 中高生ボランティアのマニュアル作成・説明・活動のサポート

- ・従事する中高生ボランティア向けに、実施内容等についてマニュアルを作成し、説明会を開催すること。また、当日の活動のサポートをすること。
- ・中高生ボランティアは最大1日6人（3人×2セット（1セット2時間を予定））で主に土日で実施を予定している。（最大36人程度）
- ・必要人数分のボランティア保険に加入するとともに、参加したボランティアには交通費として1,000円分のマナカチャージ券を提供すること。
- ・なお、ボランティアの募集は委託者が行う。

【ボランティア説明会】

日時 令和8年8月中（日程は委託者と調整の上、決定する）

場所 名古屋市役所等（会場は委託者において確保する）

- ・説明は受託者で行うこと。なお、説明会時に使用する資料を発注者と調整の上、事前に作成し、説明者及び参加者分準備すること。

<中高生ボランティア概要（想定）>

目的：市民と選手の交流機会の創出

日程：9月22日、23日

10月3日、4日、24日、25日 計6日間

規模：各日2コマ×3人（1日あたり6人）

（5）印刷物の作成

ア 案内マップ（A5サイズ：3,300枚）

- ・名古屋城の正門および東門から特設交流エリアへのルートを案内するマップを作成すること。

イ 案内看板（A1サイズ程度：5個）

- ・名古屋城の正門および東門から特設交流エリアへの順路に、選手等の誘導のために設置する案内看板を作成すること。

（6）実施にあたっての留意事項

- ・エリア内での文書の案内は日本語・英語対応とすること。また、運営スタッフについては日本語・英語・中国語・韓国語・アラビア語・ロシア語での対応を行うこと。なお、翻訳機等を利用した対応も可とするが、英語については通訳を必要人数配置すること。
- ・国際的なマナーや文化的・宗教的背景への配慮を踏まえ、海外からの来訪者に対し適切なおもてなしを行うこと。
- ・飲食物の提供を行う際は、文化的・宗教的慣習に配慮し、原材料、アレルギー、宗教上の禁止食材の使用について明確に表示を行うこと。
- ・実施にあたっては、障害のある人も楽しめるような合理的な配慮や工夫を施すこと。なお、肢体障害、知的障害、視覚障害については特段の配慮を行うこと。
- ・会場設営からイベント当日及び撤去までを対象とした施設の破損に備えたイベント賠償責任保険に加入すること。なお、加入に要する経費については契約金額に含めること。
- ・屋外で従事するスタッフへの熱中症対策を行うこと。

- ・来場者の案内やサポート等、運営補助のため、必要に応じて委託者が手配するボランティアスタッフの活用を検討すること。活用にあたっては、ボランティアを統括する責任者と活動内容等について連携をとること。
- ・受託者はスタッフ証（首掛けや腕章）を作成し、関係者に配布すること。
- ・会場の施設利用にあたっての注意事項（別添 2）を遵守すること。なお、施設の運営に支障があると施設管理者が判断した場合は、実施中の業務について、方法の変更、中断等を求める場合がある。現場責任者を配置し、委託者及び施設管理者から指示があった場合は迅速かつ適切に対応すること。
- ・撤去時は会場内の清掃作業を行うこと。また、本事業で発生したゴミは受託者側で適切に処理すること。
- ・城内は杭による固定は不可。ウェイト等により固定するものとし、強風などに対して、十分に来場者の安全が確保できる水準で設営すること。
- ・台風・落雷等の非常時には速やかに事故防止の措置を講じること。なお、その場合の委託料の増額は認めない。
- ・城内コンセントの利用など軽易な電力利用は可能。ただし、城内通常運営に支障が出ない範囲での利用のため、電気容量などについて事前に施設管理者と協議を行うこと。
- ・電源からの配線工事等を行う場合、設営及び利用料は受託者が負担すること。
- ・文化財保護法、都市公園法等の関係法令を遵守し、必要な手続きについて委託者及び施設管理者と調整の上適切に対応すること。

6 業務の進捗管理

(1) 業務計画書

契約締結後、業務委託全体を包含する業務計画書を速やかに立案すること。運営上無理のないスケジュールとし、内容は委託者と協議のうえ提出すること。立案した業務計画書は適宜更新を行うこと。

- ・契約期間中の全体スケジュール
- ・責任者及びその連絡先を明確にした連絡体制図

(2) 進捗管理

ア 進捗状況の報告

受託期間中は、月に1回程度、委託者に対する進捗状況の報告について打合せを実施し、円滑な進行に努めること。

イ リスケジュール

計画に遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員追加や担当者変更等の体制見直しも考慮した改善策を委託者に提示し、承認を得たうえで実施すること。

ウ 議事録の作成

打合せの都度、受託者において議事録を作成し、5営業日以内に委託者へ提出すること。

(3) 実施報告書

受託者はすべての業務完了後、契約期間終了までに本業務における実施結果、撮影記録及び関連資料などを整理した業務報告書を作成し、委託者へ提出すること。

7 成果物

上記業務の実施の結果として、以下の成果物を指定された期日までに委託者に納入し、委託者の承認を受けること。

(1) 成果物一覧

該当番号	成果物名	納入方式	提出期日
5 (1)	実施計画書	電子データ	2026年6月19日 (金)
5 (3)	各セクションの 運営マニュアル	電子データ	2026年8月19日 (水)
5 (3) オ	ボランティアの 運営マニュアル	電子データ	説明会実施2週間 前まで
5 (5)	案内マップ・案内 看板	電子データ	2026年8月19日 (水)
6 (1)	業務計画書	電子データ	受託の決定から 1週間以内
6 (2) ウ	議事録	電子データ	各打合せの実施 から1週間以内
6 (3)	実績報告書	・カラーA4版(図表等視 認性確保のため必要と考 えられる場合は部分的に A3版を使用すること) 3部 ・電子データ	2027年1月20日 (水)

(2) 成果物納入先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課

8 その他留意事項

(1) 秘密の保持

ア 本業務により得られた情報について管理を厳密に行い、秘密の保持に万全を期すこと。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た全ての情報を、本業務実施の目的以外に使用又は第三者に漏洩してはならない。本契約の終了後も同様とする。

(2) 再委託の制限

本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 経費負担

委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。なお、本業務にかかる経費のうちボランティア参加にかかる交通費などは実績参加人数に応じた精算とすること。

(4) 会計実地検査への協力

本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査等の対象となる。本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、事業終了後であっても協力すること。

(5) 会計帳簿及び証拠書類の保存

受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県及び市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議のうえ決定するものとする。

(7) 事業の前提

本事業は令和8年2月定例議会の議決による予算の成立を前提とする。

会場イメージ図



(別添 1)

孔雀之間備品リスト

No	品名	仕様・サイズ	数量
1	毛氈	1800mm×900mm ウール混・赤	5
2	座布団	八端判 59cm×63cm 色：金茶 中身：綿	50
3	折りたたみ会議机 (高)	W1800mm×D450mm×H700mm	10
4	会議用イス	パイプイス	30
5	折りたたみ会議机 (低)	W1800mm×D450mm×H330mm	10
6	掛け軸飾り台	W540mm×D300mm×H2350mm	3
7	食器かご		1
8	たらい		1
9	スポンジ	貸出物品の湯呑等を洗うためのものです。	若干数
10	食器用洗剤	貸出物品の湯呑等を洗うためのものです。	1
11	電気ポット	タイガー (とく子さん) 容量 5L 消費電力 900W (沸騰まで約 36 分)	1
12	電子ケトル	容量 1.2L 消費電力 900W	2
13	湯呑み茶わん	透かし	50
14	茶托	会津塗	50
15	急須		3
16	やかん		2
17	お盆	大きさ 45cm×30cm	2
18	延長コード	長さ×口数 [数量] 5m×1 [1 個]、3m×3 [2 個]、1m×3 [2 個]	5
19	電源タップ	口数-3	2
20	養生用畳マット	1800mm×900mm×2.5mm (厚) 〔表面〕 畳 〔裏面〕 滑止め仕上げ	9
21	案内看板一屋外用	A1	1
22	案内看板一屋内用	A1 および A2	各 1
23	箒	部屋の清掃用です	3
24	ちりとり	部屋の清掃用です	2

施設利用にあたっての注意事項

【使用上の注意事項】

- ・観覧者の観覧ルートと隣接していますので、他の観覧者の支障とならないように最善の注意を払ってください。
- ※一般観覧者から苦情等の意見が出た場合、苦情に関する部分で内容の縮小または中止いただく場合がございます。予めご了承ください。

- ・施設に損傷を与えないよう、最善の注意を払ってください。万一損傷を与えた場合は、利用者の費用負担で原状回復をしてもらうことがあります。悪質、故意があると認められる場合は今後使用を許可しないことがあります。

- ・建物・建具等に、素手で触れたり荷物を立てかけたりしないようお願いいたします。素手で触れると、手の皮脂で黒く変色してしまいます。テープの使用等も禁止です。机などの備品は、壁や柱から離して設置してください。障子・襖など建具を外すのも禁止です。

- ・孔雀之間へ出入りする際は入口スロープ前に案内スタッフを常駐し、来場者の誘導をお願いします。スタッフ不在時は、スロープ前を閉めていただき出入りができなくなりますのでご注意ください。(非公開のお部屋のため、どなたでも入れる入口ではございません。ご協力をお願いします。)

- ・使用後には、無料貸出備品などを元に戻して、係員の点検を受けてください。

- ・ごみは各自で必ずお持ち帰りください。また、使用後は必ず清掃をしてください。

【主な禁止事項】

- ・火器の使用や大量の水を使う催しはできません。

- ・大きな音を発生させる催しはできません。

(太鼓等打楽器の使用は不可。マイク・アンプ等音声を増幅させる機器の使用も不可です。)

(アンサンブル程度は可。BGM等で音量調整できる機器を使用することは可。)

- ・宗教活動や政治的行為等で使用することはできません。
- ・「重いもの」や「鋭利なもの」、「にょいの強いもの」の持込は禁止です。
- ・（にょいの強いものを除き）原則飲食は可能ですが、飲酒は不可です。

【車両通行、搬出入について】

- ・自動車で搬出入を希望する場合は、車両通行証を発行します（2台まで）。当日はダッシュボードに、警備員に見えるように置いてください。なお、駐車場のご用意はありませんので、近隣の駐車場をご利用ください。
- ・開園時間中の城内への車両の乗り入れはできません。リヤカーや台車等を使用し、徒歩でお運びください。また、駐車場所は係員の指示に従ってください。
- ・城内を自動車で搬出入する際は、ハザードランプを点灯させ、歩行者に注意しながら、最徐行で運転してください。また、クラクションは鳴らさないでください。

【反社会的勢力等の利用禁止について】

- ・次にあげる組織、個人については名古屋城本丸御殿孔雀之間の利用をお断りします。又、申込成立後、あるいは利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降の一切の利用をお断りいたします。
- イ 名古屋市暴力団排除条例第7条の定めるところにより、暴力団の活動に利用されることにより、その暴力団の利益になると認める場合
- ロ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ハ 風紀を乱す恐れのある者
- ニ 上記の【使用上の注意事項】について、係員より注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者
- ホ その他、管理運営上支障があると認められる者

【その他】

- ・広報PRに使用するなど、業として写真や動画を撮影する場合、撮影者ごとに予め申請が必要（有料）ですので、ご希望される場合は、事前にお申し付けください。

- 上記の内容を含め、注意事項は、関係スタッフ全員で共有し、徹底してください。
- その他、打合せ時や利用当日に係員からの指示や禁止事項を遵守してください。お守りいただけない場合、供用を停止する可能性があります。